

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 28 日)
(第 18 号)

第
18
号
6
月
28
日

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

第 18 号

○令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）

議事日程（第18号）

令和 6 年 6 月 28 日（金） 午前10時開議

- 第 1 議案第91号から議案第107号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 7 号から意見書案第12号まで
〔採決〕
- 第 4 決議案第 1 号
〔討論、採決〕
- 第 5 議案第108号及び議案第109号
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第91号から議案第107号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 7 号から意見書案第12号まで
- 日程第 4 決議案第 1 号
- 日程第 5 議案第108号及び議案第109号
- 日程第 6 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子

26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	谷川	孝栄
31	番	石田	成生
32	番	村林	聡
33	番	小林	正人
34	番	東	豊
35	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	服部	富男
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主任)	辻 詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	服 部 浩
副 知 事	野 呂 幸 利
危機管理統括監	清 水 英 彦
総 務 部 長	後 田 和 也
政策企画部長	小見山 幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎 禎 和
防災対策部長	楠 田 泰 司
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	枘 屋 典 子
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域推進局長	佐 波 齊
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之

会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員 警 察 本 部 長	志 田 幸 雄 難 波 正 樹
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 大 西 毅 尚
人事委員会委員 人事委員会事務局長	北 岡 寛 之 天 野 圭 子
選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋
労働委員会事務局長	林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第7号から意見書案第12号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第108号及び議案第109号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
103	工事請負契約について（漁業調査船「あさま」の代船建造工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月20日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

環境生活農林水産常任委員長 廣 耕太郎

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
92	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
97	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
101	三重県病院事業条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月21日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
104	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P3橋脚））
106	新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月26日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

防災県土整備企業常任委員長 中瀬 信之

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
107	特定事業契約の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月18日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

教育警察常任委員長 喜田 健児

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
9 4	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
1 0 5	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月21日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

総務地域連携交通常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
9 1	令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）
9 3	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
9 5	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
9 6	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
9 8	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
9 9	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
1 0 0	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
1 0 2	国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年6月26日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

予算決算常任委員長 小島 智子

請願審査結果報告書

(新規分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請19	現行健康保険証の存続期間の延期を求めることについて	津市栄町1-891 三重県勤労福祉会館内 三重退職者連合 会長 野田 穂積	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 稲森 稔尚 小島 智子	採択
請20	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて	津市柳山津興1548 三重県社会保障推進協 議会 会長 林 友信	吉田 紋華 稲森 稔尚	不採択

意見書案第7号

健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月19日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

石田 成生

健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案

マイナンバーカードに保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行しないことが決まった。

しかし、マイナンバーカードをめぐっては問題が続出している。とりわけマイナンバーカードの健康保険証利用に関しては、他人の情報がマイナンバーカードに誤ってひもづけられていたケースが判明するなど、国民の健康及び生命に重大な影響を及ぼすおそれのある問題が顕在化している。

さらに、認知症高齢者、障がい者等の中には、家族等の手助けがなくてはマイナンバーカードの申請・取得ができない方がいるなど、デジタル弱者への対応が不十分なままとまっている。マイナンバーカードの暗証番号管理、更新時の手続等は、デジタル弱者本人のみならず、その家族及び介護施設の職員に大きな負担を強いることになる。

よって、本県議会は、国に対し、国民の不安を解消し、デジタル弱者への対応が十分になされるまで、現行の健康保険証の存続期間を延長するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、デジタル大臣

意見書案第8号

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書案
上記提出する。

令和6年6月19日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長
石田成生

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書案

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の訪問介護の基本報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅するおそれがある。

既に令和5年の訪問介護事業所の倒産件数は、67件と過去最多を更新しているが、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねない。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されることから、厚生労働省が理由とすることが合理的なものか実態の調査が必要である。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収とな

り、その他の加算も算定要件が厳しいものも多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と高水準である。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回っており、今回の訪問介護の基本報酬の引下げにより人手不足に一層の拍車がかかることが懸念される。

よって、本県議会は、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第9号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和6年6月21日

提出者

荊原広樹

龍神啓介

辻内裕也

吉田紋華

芳野正英

中瀬信之

石 垣 智 矢
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
村 林 聡
長 田 隆 尚

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護等の社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進等、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

一方で、地方公務員等公共サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保することとしてきた。

しかし、行政需要が増大する一方、人員体制が不足する現状に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、本県議会は、令和7年度の政府予算及び地方財政措置の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・

- 減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
 - 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、より抜本的な改善を行うこと。
 - 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなど、特段の配慮を行うこと。
 - 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要に対して不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としての位置づけをより明確にすること。また、その一部において導入されている行政改革の努力及び取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
 - 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善及び雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
 - 7 特別交付税の配分に当たっては、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていること

- から、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費から移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。なお、DX化に伴い、地方公共団体においてシステム改修及び事務負担の増大が想定される際には、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、
内閣府特命担当大臣（若者活躍）、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣府特命担当大臣（地方創生）

意見書案第10号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見
書案
上記提出する。

令和6年6月21日

提 出 者

荊 原 広 樹
龍 神 啓 介
辻 内 裕 也
吉 田 紋 華
芳 野 正 英
川 口 円
中 瀬 信 之
石 垣 智 矢
山 内 道 明
稲 森 稔 尚
小 島 智 子
村 林 聡
長 田 隆 尚
中 森 博 文

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見
書案

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。しかし、北朝鮮は拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けていることから、拉致問題ははまだ解決に

至っていない。

こうした中、今年2月に、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（以下「家族会」という。）及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会は、「親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国が実現するなら、我が国が人道支援を行うことと、我が国がかけている独自制裁を解除することに反対しない」との新しい運動方針を決定した。

また、今年4月29日から5月3日まで、拉致被害者家族等で訪米し、米国の政府、議会、専門家等に対して新しい運動方針の説明を行った。さらに、5月10日に、この米国訪問の報告を岸田内閣総理大臣に行ったとき、岸田内閣総理大臣からは「米国の理解と協力を得ながら北朝鮮への働きかけに一層力を入れていきたい。」との発言があったところである。

一方、拉致被害者自身及びその家族の高齢化が進んでおり、特に家族会の親世代のメンバーは現在わずか二人となってしまうことから、拉致問題はもはや一刻の猶予もない状況に置かれている。そして、長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。そのため、北朝鮮による拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むことを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、
拉致問題担当大臣

意見書案第11号

合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書
案

上記提出する。

令和6年6月21日

提 出 者

荊 原 広 樹

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書
案

近年、合成洗剤、柔軟剤、芳香剤等に使用されている合成香料に起因する頭痛、吐き気等の健康被害（以下「香害」という。）を訴える人々が増加している。自分自身が使用しなくても、他者が使用するものに反応し、学校、職場等に行くことが困難になるなど、香害により日常生活に支障をきたす状況は、当事者にとって耐え難いものであり、社会全体で解決していく必要がある。

香害については、どのように微量の化学物質が関与しているのか、どのような体内の変化が症状を引き起こすのかなど、メカニズムに未解明な部分が現時点で多く、病態の解明に関する研究が進められているところである。

また、香りの強さの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がおり、周囲への配慮が必要であることから、令和3年8月に、厚生労働省を含む5省庁連名で香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、

周知啓発に取り組んでいるところである。

しかし、こうした取組は始まったばかりであり、香害に苦しむ人をこれ以上増やさないよう、対策を早急に講じていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項を推進するよう強く求める。

記

- 1 香害の実態調査を行い、科学的な知見の収集に努めるとともに、香害のメカニズムの解明に関する研究を積極的に促進すること。
- 2 消費者に分かりやすい香料の成分表示を促進すること。
- 3 香害により日常生活に支障をきたす人々への社会における理解が未だ十分に進んでいる状況ではないことから、香害についてより一層の周知啓発に努めること。
- 4 香害の相談を受け入れる体制整備を推進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣昭義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官

意見書案第12号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案
上記提出する。

令和6年6月21日

提 出 者

荊 原 広 樹

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

石 垣 智 矢

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

村 林 聡

長 田 隆 尚

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案

今日、社会の高齢化に比例して、難聴者も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つとされており、日常生活を不便にし、人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立につながるものが懸念される。

この難聴対策として、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器及び骨導聴力を活用する骨導補聴器の2種類が主に用いられてきた。

近年、これらの補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いた聴覚補助器具が開発され、従来の気導補聴器又は骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない者及び装用そのものが難しい者に対し

て新たな選択肢となっている。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、認知症の予防とともに、難聴者の積極的な社会参画を実現することが必要である。

よって、本県議会は、国に対して、下記の事項について取り組まれることを強く求める。

記

- 1 難聴に悩む高齢者等が、医師又は専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 難聴者と円滑にコミュニケーションが取れる社会の構築を目指し、公的窓口等を持つ行政機関等に、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会及び福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会、場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 稲垣 昭 義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
共生社会担当大臣

決議案第1号

第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案
上記提出する。

令和6年6月21日

提出者

荊原 広樹
龍神 啓介
辻内 裕也
芳野 正英
中瀬 信之
石垣 智矢
山内 道明
小島 智子
村林 聡
長田 隆尚

第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会は、「する人」が目指すだけでなく、「みる人」「支える人」を含め、全ての人にとってスポーツの楽しさ及び素晴らしさを実感できる場として親しまれている。開催中はもちろん、開催前からも、教育の場において他都道府県について興味関心を持つことにつながり、様々な業種が関わることで地域経済が活発に動くという効果も見て取れる。さらに、開催後も、スポーツを「する人」「みる人」「支える人」の枠を越え、様々な交流が生まれ継続している。

一方、国民スポーツ大会については、財政負担及び人的負担の重さ、施設整

備に関する課題、開催の方法等について、見直しの声が全国知事会でも多く上がっている。こういった声を受け、自治体の負担軽減も見据え、日本スポーツ協会においても、聖域を設けず、今までの形にとらわれることなく国民スポーツ大会の在り方について議論していくこととなった。また、本県においても県民から様々な声が上がっており、今後、本県議会においても議論が必要である。

本県においては、令和3年に「ときめいて人がやいて未来」をスローガンに、第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、断腸の思いで中止した経緯がある。

再び国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を本県に招致することは、本県のスポーツの更なる振興、県民の郷土への愛着、地域の絆づくり及び共生社会の実現のためにも極めて意義深い。

また、本県の多様で豊かな自然、歴史及び文化を全国に発信することができる絶好の機会となり、県内観光の活性化はもちろん、産業の成長及び発展につながるものである。

よって、本県議会は、令和17年の第89回国民スポーツ大会（本大会）及び第34回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

提出議案件名

議案第108号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第109号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

委員長報告

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議案第91号から議案第107号までを一括して

議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第103号工事請負契約について（漁業調査船「あさま」の代船建造工事）につきましては、去る6月20日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第92号大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外2件につきましては、去る6月19日及び21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

初めに、大麻草に係る適切な栽培及び管理の徹底についてであります。

大麻については、単にその有害性を危険視するだけでなく、有害成分が少ない品種に係る産業用途の利用価値について評価がされているところ、今回の法改正では、「大麻草を活用した産業の育成を図る場合には、関係省庁が連携して進めるようにする」旨の附帯決議がなされました。

県当局におかれては、大麻草の栽培管理に当たり、大麻草の産業用途の利用に係る国の動向を注視しつつ、時期に応じて所管部の見直しを検討されることを要望します。

次に、三重県子ども条例の改正についてであります。

三重県では、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを目指し、平成23年、三重県子ども条例を制定しました。

条例の施行から10年以上が経過し、現在子どもに係る多くの課題が顕在化しており、また、国においては令和5年4月にこども基本法が施行されるなど、こどもまんなか社会の実現に向けた取組が進められています。

このような状況を踏まえ、6月21日の委員会において、県当局より本条例改正の方向が示されました。

本条例の改正は、子どもを取り巻く環境の変化に対応するために進められるものであり、県当局におかれては、子どもの権利を守ることを主たる目的とする内容で検討を進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 中瀬信之防災県土整備企業常任委員長。

〔中瀬信之防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（中瀬信之） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第104号工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P3橋脚））外1件につきましては、去る6月21日及び26日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定しました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

議案第104号工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P3橋脚））であります。

当該議案は、伊勢市が本来必要な市議会の議決を経ずに、県と委託契約を結んでいたことが判明したため、当初予定していた委員会付託を見送り、伊勢市議会の議決を待ち、別途委員会付託を行うこととなりました。

これは、伊勢市が市議会の承認を得ずに契約を締結していたことが直接の

原因です。しかしながら、県が伊勢市と密にコミュニケーションを取れていなかったことが原因の一端でもあります。

執行部におかれましては、ふだんから県内29市町と密にコミュニケーションを取り、議案の審議の前提となる情報の把握に努め、今回のようなことが二度と起こることのないよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 喜田健児教育警察常任委員長。

〔喜田健児教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第107号特定事業契約の変更についてにつきましては、去る6月18日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

まず、教職員の人材確保についてであります。

教員不足は全国的な課題となっており、本県でも令和6年6月1日時点で31人の欠員が生じています。

県によると、教員採用選考試験の受験者数が減少傾向にあることや、病気休職者数に占める精神神経系疾患による休職者数が7割前後で推移していることの原因は三つあり、1、長時間労働、2、指導力に対する不安、3、保護者や地域の方々の対応への負担感が考えられるとのこととあります。

これまでも教員の働き方改革や教員採用選考試験の受験者の増加に向けた取組を行うなどの対策を講じていますが、教員不足は解消されていない状況であります。

県当局におかれては、これらの原因を解消するために教育予算の増額を図り、より効果的な取組を行うなど教職員の人材確保にしっかりと対応するよう要望します。

次に、県立夜間中学についてであります。

本県では、県立夜間中学を津市に設置することとし、令和7年4月の開校に向けて準備を進めているところであります。

一方、遠方であることなどの理由により、夜間中学への入学を希望するものの、通学することが困難な方がいることが想定されることから、令和4年度に実施した調査で入学希望の多かった北勢地域で今年度も夜間中学ニーズ調査を実施したところ、「自宅から通える場所であれば学んでみたい」と回答の方が一定みえる結果となりました。

県当局におかれては、今回の北勢地域でのニーズ調査結果を踏まえ、分校設置の検討など、スピード感を持って対応していただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 野村保夫総務地域連携交通常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第94号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第91号令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）外7件につきましては、去る6月18日から21日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月26日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。
委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

- 議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

- 7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

議案への討論をいたします。

まず、議案第98号三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対する反対討論です。

今回の一部改正は、国民健康保険の運営指針に基づく令和11年の国民健康保険料の統一への一里塚です。

実際、今年4月から保険料の統一を行った大阪府は、全国一高い国民健康保険料となりました。

改正前は、医療費指数反映係数をゼロから1までの範囲内において知事が定めるとしていました。三重県国民健康保険条例第7条第2項では、改正前はその理由に、各市町の急激な増加が抑制されるように配慮されるものとされていました。

もともと国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度で、国民健康保険法の第1条では、「社会保障」と示されています。この間、三重県はそのことには一切触れず、全国に先駆けて国民健康保険料の統一を狙っています。ただでさえ高い国民健康保険料を各市町村は一般財源を入れ、値上げを抑えてきましたが、それもなくすように政府などは指導してきています。

一方で、全国知事会も1兆円の国民健康保険への公費投入を政府に要請しています。

高齢者や非正規労働者など、生活が苦しい県民をさらに苦しめるような条

例の一部改正に反対いたします。

続いて、議案第97号幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案に対する賛成討論をいたします。

保育園の保育士の配置基準は、75年ぶりに改定されました。これは保育関係者の大きな運動の成果です。

2023年3月の三重県議会でも、全会一致で保育士の配置基準の改定の請願、そして意見書が採択されました。また、三重県の各市町の議会でも同様の請願書が採択されました。

今回、三重県が条例改正で、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき保育士1人から15人につき保育士1人と、満4歳以上の子どもおおむね30人につき保育士1人から25人につき保育士1人と前進しました。

さらなる保育士の配置基準の改定を望んで、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第91号から議案第97号まで及び議案第99号から議案第107号までの16件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 47

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 1

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する医療保健子ども福祉病院常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

請願第20号訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて、委員会での不採択に反対し、採択に賛成の討論をいたします。

しんぶん赤旗日曜版の編集部が行った調査では、この5年間で、全国8648か所の訪問介護の事業所が廃止しているという結果があります。

これは、全国約3万6000か所の4分の1、そのような数にも及ぶ事業所が廃止しているということです。

三重県においては98か所に及ぶということです。訪問介護が消滅する、そんな町も出てきています。

衆議院厚生労働委員会でも、報酬改定の検証をと、自由民主党を含む全会一致で、改定の影響について、訪問介護をはじめとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証するという決議を上げました。

まさに、高齢者が安心して、年を重ねても自分の慣れ親しんだ地域で暮らすことができない、そんな状況が広がっています。

訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことが改めて必要であると考えております。

つきましては、議員の皆様にも、原案のままの請願第20号の採択の賛成を求め、委員会での不採択という決定に対する反対討論といたします。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、請願第19号現行健康保険証の存続期間の延期を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 22

反対 25

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについてを採決いたします。

本件に対する委員会の決定は不採択であります。採決は、採択について行います。

本件を採択することについて、投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 2

反対 45

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

意見書案審議

○議長（稲垣昭義） 日程第3、意見書案第7号健康保険証の存続期間の延長を求める意見書案、意見書案第8号訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書案、意見書案第9号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第10号北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める意見書案、意見書案第11号合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書案及び意見書案第12号聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第9号から意見書案第12号までは、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第9号から意見書案第12号までは、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第8号から意見書案第12号までの5件を一括して採決いたします。

本件をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 47

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 22

反対 25

よって、本案は否決されました。

決 議 案 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第4、決議案第1号第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

ただいま提案されております決議案第1号に対しまして、反対の立場から討論を行います。

まず、決議案第1号では、国民スポーツ大会の在り方を見直す議論の必要性をうたいながら、その一方で、国民スポーツ大会を招致すべしということが並べられているという非常に不思議な立てつけの決議案の文面になっています。

今なすべきことは、時代錯誤のスポーツ界の大型公共事業を廃止という選択肢も排除することなく、見直しの議論をしっかりと行うことです。

2021年の三重とこわか国体は、県の財政負担としても、2巡目の国体を開催したに等しいと受け止めていますが、新型コロナウイルス感染症の対応に苦慮しながら大変苦勞されてきた三重県だからこそ、見直しのための提案をしっかりと発信していくということが重要なのではないのでしょうか。

そして、県議会は、強い政治力を持った競技団体に引っ張られることなく、一向に県民との約束を果たしていない知事とスポーツ推進局を厳しくチェックしていく必要があります。

2021年9月、就任して間もない一見知事は、国体の延期申請の断念に当たって、当時の全員協議会で次のような発言をしています。

国体は、歴史があり、日本が戦後、焼け野原になってダメージを受けたところから復興してくるための一助として、ツールとして使われてきたのはあると思う。そこが今、令和の時代になって、時代も変わり、国民の考え方も恐らく変わってきていると思う。したがって、新しい国体の在り方を求めていくのはあり得ると思う。必ずしも今までのように県、市町が多大な負担をして、国体をつくり上げていくという形ばかりではないと思うと述べ、当日

の資料には、「“新しい国体のあり方”を含め検討し、日本スポーツ協会等に提案していく」ということが明記されています。

しかし、この3年間、せっかくコロナ禍のさなかに国体準備を進めてきたという三重県にしかない様々な苦労があるにもかかわらず、この経験を新しい国体の在り方に生かすための検討や協議など全く行われた形跡はありません。

今月の常任委員会で、スポーツ推進局次長が、県内開催の内々定後に結成する準備委員会で議論するなどと言いつけていることは全く筋違いの話であり、知事とスポーツ推進局が一体となって3年前に県議会に示した県民への約束を果たさずにいます。

むしろ、多くの県民の皆さん、とりわけ県職員の方々を含む自治体職員や教職員の皆さんからも、今後の国民スポーツ大会招致にかつて疲弊した経験があるからこそ、懸念の声が寄せられています。

そもそも行政は、真に手を差し伸べなければならない人々や命にこそ優先して税金を使わなければなりません。その上で、行政は、スポーツだけではなく、幅広く総合的なものであり、広く納税者、県民の理解が得られてこそです。

繰り返しになりますが、スポーツ界の大型公共事業は、次世代の県民に対して大きなツケを残すものだ、そして、今、決定に携わっている皆さんは、誰も責任を取る立場にないということ、このことを指摘して決議案第1号への反対討論といたします。(拍手)

○議長(稲垣昭義) 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番(吉田紋華) 日本共産党の吉田紋華です。

私からも、決議案第1号第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議案に条件つきで賛成する意思を示す賛成討論をいたします。

2024年4月22日、全国知事会の会長である宮城県の村井知事は、国民ス

スポーツ大会について、今の形式は、廃止も選択肢の一つと述べ、各都道府県にアンケート実施を明らかにし、全国知事会として今後の意見を取りまとめるという考えを示しました。その裏には、見直しを求める発言がほかの知事からも相次いでいたためです。

そんな中、行われた毎日新聞のアンケートでは、42都道府県の知事が何らかの見直しが必要と回答し、開催時の課題として、42の都道府県知事が財政負担の重さを指摘いたしました。

そもそも本来、国体は国民福祉の一環として位置づけるべきであり、各自自治体の強さ比べ、そのために若者が使われるべきではないと個人的には考えております。

また、そのために予算を過剰に増加していくべきではないと考えています。

三重県民の利益が最大に、そして不利益が最小となるような形を目指して、三重県議会においても議論を尽くされたいと考えております。

以上で、私からの賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

決議案第1号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 1

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第5、議案第108号及び議案第109号を一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第108号及び議案第109号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議案第108号及び議案第109号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案にいずれも同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 47

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（稲垣昭義） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに決定いたしました。

議員派遣一覧表

1 第18回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

「第18回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

- | | |
|----------|---|
| (2) 派遣場所 | 三重県多気郡明和町 |
| (3) 派遣期間 | 令和6年7月31日(水) 1日間 |
| (4) 派遣議員 | 松浦 慶子 議員 中瀬 信之 議員
中瀬古初美 議員 谷川 孝栄 議員
東 豊 議員 中森 博文 議員
西場 信行 議員 |

○議長（稲垣昭義） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明6月29日から9月16日までは、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明6月29日から9月16日までは、休会とすることに決定いたしました。

9月17日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時41分散会